

○議長（小林哲雄）

日程第3 発議第4号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについてを議題とします。

趣旨説明を提案議員に求めます。高橋久志議員。

○2番（高橋久志）

発議第4号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会規則第13条の規定により提出します。

平成25年12月3日提出。開成町議会議員、高橋久志。賛成者、下山千津子、賛成者、鈴木庄市。

提案理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の規定による同法の条項の改正に伴い、当該条項を引用する開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

開成町議会規則第 号。開成町会議規則の一部を改正する規則。

開成町議会会議規則（平成8年開成町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正する。

改正前と改正後の表がございますけれども、改正前は法第100条第12項、これを改正後は法第100条第13項にするものでございます。

なお、この件について、報告させていただきますけれども、提案理由にもありますように、地方自治法の一部改正する法律（平成20年法律第96号）により、100条が改正されました。新設された法第100条第12項には、議会全員協議会を公的会議とする規定であるが、当町議会では公的会議を見送ることにしたために、会議規則第123条議員の派遣で引用しております。法第100条第12項が法100条13項に条番変更を繰り下げているわけがございます。当時、その改正がなされていなかったということで、今回、会議規則を改正するものでございます。

附則、この規則は公布の日から施行する。

以上です。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。

発議第4号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、  
原案に賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(小林哲雄)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。